

建設リサイクル法第 13 条に基づく 書面

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	作業内容	分別解体等の方法
		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・運搬費を含む。

担当課確認